

特定非営利活動法人移植AYATOMO Plus定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人移植AYATOMO Plusといい、また英文名をTransplant AYATOMO Plusとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区玉川四丁目5番7号 ELMO二子玉川202号室に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、臓器移植後のAYA（思春期・若年成人）世代を対象として、コミュニティ形成および啓発活動を通じて、自立促進と社会的参画の支援を行うことを目的とする。あわせて、移植医療に関する知識の普及および人材育成を図ることで、国内の移植医療の発展に寄与し、脳死ドナー不足の解消にも貢献することを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) オンラインコミュニティの運営による情報共有及び支援活動
- (2) 医学会・講演会・見学会等への参加及び開催による啓発・教育活動
- (3) 地域社会との連携によるリアルコミュニティ形成及びまちづくり支援活動
- (4) 若年層及び医療経験者の職業能力開発及び社会的自立支援に関する事業
- (5) 他の非営利団体・行政機関・企業等との連携、助言及び支援事業
- (6) 助成金・補助金等の申請支援及び資金計画に関するコンサルティング事業
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、既に納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内

- (2) 監事 1人以上2人以内
2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により選任する。
3 理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事の互選によりあらかじめ定めた職務代行者がその職務を代行する。
4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3 理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事の互選によりあらかじめ定めた職務代行者がその職務を代行する。
4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任すること

ができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。この場合の「出席」には、委任状による出席を含むものとする。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示

をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

（細 則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	小 倉 幸 治
理 事	鈴 木 正 利
理 事	齋 藤 健 大
監 事	加 古 真 朗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人設立の日から令和8年6月までとする。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人設立の日

から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立初年度の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------|------------|----------|-------------|----------|
| (1) 入会金 | 正会員（個人・団体） | 0円 | 賛助会員（個人・団体） | 0円 |
| (2) 年会費 | 正会員（個人・団体） | 1口5,000円 | 賛助会員（個人・団体） | 1口3,000円 |

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 移植AYATOMO Plus

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	オグラ コウジ	無	理事長
		小倉 幸治		
2	理事	スズキ マサトシ	無	
		鈴木 正利		
3	理事	サイトウ ケンタ	無	
		齋藤 健大		
4	監事	カコ マサアキ	無	
		加古 真朗		
5				
6				
7				
8				
9				
10				

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人移植 AYATOMO Plus

1 事業実施の方針

令和7年度の初年度（令和8年1月設立日～3月31日）は、臓器移植後のAYA（思春期・若年成人）世代に対する支援体制の構築を目的として、以下の準備活動を中心に事業を実施する。

まず、法人運営の基盤整備として、定款に基づく組織体制の構築、役員・会員の登録、事務局の設置準備、会計・公告体制の整備を行う。また、支援対象者との接点形成を目的として、ホームページの開設、SNS等を活用した情報発信、関係機関との連携構築を進める。

さらに、今後の事業展開に向けた助成金・補助金申請の準備、事業計画の具体化、会員募集活動を行い、令和8年度以降の本格的な活動開始に向けた基盤を整える。本年度は、法人の理念と目的を社会に周知し、当法人の信頼性と実効性を高めるための準備期間と位置づける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 785 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
オンラインコミュニティの運営及び支援活動	支援対象者（臓器移植後のAYA世代とその家族・支援者）との接点形成を目的として、SNSやホームページを活用したオンラインコミュニティの立ち上げ準備を行う。	1-3月 (随時)	事務所(世田谷区) オンライン	1名 []	・全国の臓器移植後のAYA世代およびその家族・支援者、医療関係者	医療関係者30名程度に予定。 間接的にAYA100名の形成を想定。	160
医学会・講演会への参加による啓発・教育活動	関連する医学会・講演会の情報収集を行い、法人の理念を医療関係者に周知する。	2/12-14	・第59回日本臨牀腎移植学会(東京都内)	1名 [] ※必要に応じて他の理事・正会員が協力予定			385
地域社会との連携によるコミュニティ形成支援活動	地域の医療機関・福祉団体との連携構築を目的として、情報交換や協議の場を設ける準備を行う。		事務所(世田谷区)		・地域の医療・福祉関係者	地域3団体程度の接点を想定	110
若年層及び医療関係者の職業に関する調査・支援事業	支援対象者のニーズ調査を実施し、将来支援プログラムの設計の基礎資料を収集する。協賛団体との連携も模索する。	1-3月 (随時)	オンライン 先方との面談場所	1名 []	・全国の臓器移植後のAYA世代およびその家族・支援者、医療関係者、自立支援事業の関係者	二重調査対象者として5～10名程度を想定	10

他の非営利団体・行政機関・企業等との連携、助成金及び支援事業	連携候補となる団体・機関との面談や情報交換を通じて、協力体制の構築を図る。		事務所(世田谷区)		・連携先団体 ・行政機関 ・企業関係者	連携候補2度 団体面接を 形成	60
助成金・補助金等の申請金に関する事業	法人運営資金の確保を目的として、助成金・補助金の制度調査および申請準備を行う。必要に応じて専門家の連携も検討する。	1-3月 (随時)	オンライン 先方との面談場所	1名 ■■■■■	・将来的な支援対象者	助成2団体 申請程度	60

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人移植 AYATOMO Plus

1 事業実施の方針

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）は、臓器移植後のAYA（思春期・若年成人）世代に対する支援体制の本格的な構築と、社会的認知の拡大を目的として、設立初年度に整備した基盤をもとに、以下の事業を実施する。

オンラインコミュニティの運営を通じて、支援対象者との継続的な接点を確保し、情報共有と精神的支援を行う。また、医療関係者や地域団体との連携を深め、リアルな場での啓発活動やまちづくり支援にも取り組む。

若年層の職業能力開発や自立支援に向けたセミナー・相談会を開催し、社会的な孤立の防止と自立促進を図る。さらに、助成金・補助金の申請を通じて、持続可能な運営体制の確立を目指す。

本年度は、支援会としての理念を具体的な活動に落とし込み、臓器移植後のAYA世代が安心して社会とつながるための実効性ある支援モデルの構築を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3160 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
オンラインコミュニティの運営による支援活動	SNS およびホームページを活用し、臓器移植後のAYA世代とその家族・支援者が安心して交流できるオンライン環境を整備する。	4-3月 (月1回を目安に設定)	事務所 オンライン	2名 [] 理事) ※必要に応じて正会員が協力する体制を整える。	・全国の臓器移植後のAYA世代およびその家族・支援者、医療関係者	【コミュニティ継続】AYA世代100-400人 家族50-200人	430
医学会・講演会への参加による啓発活動	医療関係者・支援者向けに、臓器移植後のAYA世代支援の重要性を伝える講演・見学会・展示等企画・開催。学会参加による情報収集も継続。	6/11-12 6/20-21 6/26-27 9/10-12 2月予定	事務所 オンライン 医療/教育機関 腎移植・血管外科会(岐阜) 心移植学会(東京) 肝移植学会(兵庫) 移植学会(東京) 臨床腎移植学会(未定)	1名 [] ※必要に応じて他の理事・正会員が協力予定		【コミュニティ拡大】医療関係者100名程度に伝拡大。 医療者からAYA世代紹介参加を更に拡大。	1400

地域の医療・福祉団体と連携し、AYAの安心できる環境づくりを支援。地域イベントへの参加を予定。	4月中旬 8月上旬 10月上旬 10月下旬	Death フェスバル（東京） 移植者 キャンプ（大阪） 移植者 マンソン（東京） 移植啓発パレード（東京）	1名 []	・地域の医療関係者 ・福祉関係者	係体接を 関団の成 域3度形定 地者程点想	350
若年層の能力目録・職業訓練の推進。臓器移植後の就業支援。移転先の就労支援。臓器移植の相談協力。	9月	就労支援（アイラン） 労働講演（アイラン）	1名 [] ※他に必要に応じて協力を要する。	・全国の臓器移植後のおよそ家族医療関係者 ・自立支援事業の関係者	一対五調 査とし対象者 と10名程度 を想定	760
他の団体・行政・企業との連携強化を図る。定期的な情報交換や合同企画を実施。	4-3月（随時）	事務所 オンライン 先方との面談場所	1名 []	・連携先団体 ・行政機関 ・企業関係者	補2度点想 候程接を 連携体の成 団と形定	110
助成金・申請書・補助金の申請に関するサポート。資金計画の見直しも実施。	4-3月（随時）	事務所 オンライン 先方との面談場所	1名 []	・将来的な支援対象者	助成申請 先2団 程度体	110

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人移植AYATOMO Plus

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			0
正会員費（理事・社員）	0		
個人・賛助会員費	0		
団体・賛助会員費（企業、団体等）	0		
AYA(思春期・若年成人)年会費	0		
保護者年会費	0		
2 受取寄附金		1,500,000	1,500,000
個人寄付	0		
団体寄付（企業、団体等）	0		
3 受取助成金等		0	0
受取補助金	0		
4 事業収益		0	0
オンラインコミュニティの運営による情報共有及び支援活動	0		
医学会・講演会・見学会等への参加及び開催による啓発・教育活動	0		
地域社会との連携によるリアルコミュニティ形成及びまちづくり支援活動	0		
若年層及び医療経験者の職業能力開発及び社会的自立支援に関する事業	0		
他の非営利団体・行政機関・企業等との連携、助言及び支援事業	0		
助成金・補助金等の申請支援及び資金計画に関するコンサルティング事業	0		
5 その他の収益			0
経常収益計			1,500,000
(B) 経常費用			
1 事業費			400,000
(1) 人件費		400,000	
給料手当	0		
役員報酬	0		
(2) その他経費			385,000
会場費	120,000		
旅費交通費	45,000		
印刷製本費	100,000		
報酬	120,000		
事業費計			785,000
2 管理費			200,000
(1) 人件費		200,000	
給料手当	0		
役員報酬	0		
(2) その他経費			420,000
賃借料	240,000		
水道光熱費	30,000		
通信費	120,000		
消耗品費	30,000		
管理費計			620,000
経常費用計			1,405,000
当期経常増減額 (A) - (B) ...①			95,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) ...②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③			95,000
法人税、住民税及び事業税 ...④			70,000
前期繰越正味財産額 ...⑤			
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			25,000

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人移穂AYATOMO Plus

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			1,515,000
正会員費（理事・社員）	75,000		
個人・賛助会員費	30,000		
団体・賛助会員費（企業、団体等）	1,200,000		
AYA（思春期・若年成人）年会費	0		
保護者年会費	210,000		
2 受取寄附金			3,300,000
個人寄付	500,000		
団体寄付（企業、団体等）	1,000,000		
クラウドファンディング	1,800,000		
3 受取助成金等			1,500,000
受取補助金	1,500,000		
4 事業収益			0
オンラインコミュニティの運営による情報共有及び支援活動	0		
医学会・講演会・見学会等への参加及び開催による啓発・教育活動	0		
地域社会との連携によるリアルコミュニティ形成及びまちづくり支援活動	0		
若年層及び医療経験者の職業能力開発及び社会的自立支援に関する事業	0		
他の非営利団体・行政機関・企業等との連携、助言及び支援事業	0		
助成金・補助金等の申請支援及び資金計画に関するコンサルティング事業	0		
5 その他の収益			0
経常収益計			6,315,000
(B) 経常費用			
1 事業費			1,600,000
(1) 人件費			
給料手当	1,600,000		
役員報酬	0		
(2) その他経費			1,560,000
会場費	950,000		
旅費交通費	140,000		
印刷製本費	130,000		
報酬	340,000		
事業費計			3,160,000
2 管理費			800,000
(1) 人件費			
給料手当	800,000		
役員報酬	0		
(2) その他経費			1,730,000
賃借料	960,000		
水道光熱費	120,000		
通信費	480,000		
消耗品費	120,000		
報酬	50,000		
管理費計			2,530,000
経常費用計			5,690,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			625,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
当期経常増減正味財産増減額 ①+② . . . ③			625,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			25,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			580,000

特定非営利活動法人移植AYATOMO Plus

設立趣旨書

1. 設立の背景

近年、移植医療の進展と長期成績の向上により、小児期に臓器移植を受けた患者が、思春期・若年成人（AYA世代）を経て、成人期を超えて中年期に至るまで、一般の人と同様に人生を全うできる可能性が広がってきています。しかし、こうした移植経験者は、医療的な課題だけでなく、就労・恋愛・家庭・親子関係など、ライフステージごとに多様な社会的課題に直面しており、医療支援だけでは十分に対応できない現状があります。

特に、医療者との関係が希薄になる成人科への移行期や、疾患受容が未完了なまま社会に出るAYA世代にとっては、孤立やノンアドヒアランス（服薬不履行）などの問題が深刻化しており、医療的支援と生活支援の間にある空白を埋める仕組みが求められています。

2. 現状と課題

医療現場では、AYA世代のノンアドヒアランスが永続的な課題とされており、医療者・保護者・患者本人の間で情報や感情の断絶が生じています。また、移植後の患者が社会的に自立するための支援体制は未整備であり、疾患理解・就労支援・恋愛・結婚・親子関係など、医療以外の領域における支援の空白が存在しています。さらに、医師の働き方改革や医療資源の限界により、医療者が生活支援まで担うことは困難であり、第三者機関による支援介入が望まれています。

3. あるべき姿

AYA世代が疾患と向き合いながら、自らの意思で治療に取り組み、社会的に自立していくためには、医療者・患者・保護者・地域・企業が連携した支援体制が不可欠です。特に、同世代との交流や、疾患を抱えた当事者同士が安心して悩みを共有できる場の形成が求められています。また、医療情報と生活支援を統合したコンテンツ提供や、就労・婚活・教育支援などを通じて、移植医療の社会的信頼性を高めることが重要です。

4. 法人設立の目的

本法人は、臓器移植後のAYA世代を対象に、コミュニティ形成・啓発活動・情報提供・支援サービスを通じて、自立促進と社会的参画を支援することを目的とします。あわせて、移植医療に関する知識の普及および人材育成を図ることで、国内の移植医療の発展に寄与し、脳死ドナー不足の解消にも貢献することを目指します。

5. 活動の方向性

本法人は、医療機関・自治体・患者団体に加え、医療・教育・福祉分野の中小企業者との連携による共同実施体制を構築し、疾患教育コンテンツの共同制作、オンライン学習環境の整備、就労・婚活支援の展開などを行います。これにより、移植医療の制度補完と、AYA世代の社会的自立支援を両立させることを目指します。

令和7年 10月 1日

設立代表者

氏名

小倉 幸治